

豊川市立小・中学校通学区域審議会条例(昭和44年3月25日条例第5号)

最終改正:平成15年3月7日条例第2号

改正内容:平成15年3月7日条例第2号[平成20年3月31日]

○豊川市立小・中学校通学区域審議会条例

昭和44年3月25日条例第5号

改正

平成15年3月7日条例第2号

豊川市立小・中学校通学区域審議会条例

(設置)

第1条 市立小・中学校通学区域について審議するため、豊川市教育委員会(以下「委員会」という。)の附属機関として豊川市立小・中学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、委員会の諮問に応じ、市立小・中学校の通学区域に関する事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 市立小・中学校のPTA役員

(2) 市立小・中学校の校長

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月7日条例第2号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。